

大阪における
災害廃棄物の広域処理による
岩手県の復興支援について

平成 26 年 3 月

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理の記録について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大規模災害である東日本大震災から 3 年が経過し、岩手県では復旧・復興の妨げとなっていた災害廃棄物の処理が完了し、本格的な復興に向けた新たなステージに入っています。

大阪府では、被災地で大量に発生した災害廃棄物の処理の一端を担うことが早期の復旧・復興に不可欠と考え、大阪市と連携して、岩手県宮古地区の災害廃棄物の広域処理に協力しました。災害廃棄物の受入れにあたっては、府民の安全・安心を大前提とし、専門家による検討を行い、「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定しました。この処理指針を遵守しつつ、平成 24 年 11 月下旬から 12 月上旬には、試験的に災害廃棄物（木くずを中心とする可燃物）の処理を行い、安全性を確認した上で、平成 25 年 1 月から 9 月まで本格的に受入れ、最終的には約 15,300 トンの処理を行いました。

本府を含め多くの自治体による広域処理への協力支援によって、岩手県が目標としていた平成 26 年 3 月末までの災害廃棄物の処理の完了に繋がりました。

今後、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合、大阪においても大量の災害廃棄物の発生が想定されています。そのような際に、迅速にかつ適切に災害廃棄物処理を行うために、今回の大阪府・市が実施した岩手県の災害廃棄物の広域処理の経験も生かしながら、円滑な処理を行うための対応について検討してまいります。

平成 26 年 3 月

第1節 災害廃棄物の発生

東日本大震災によって、岩手県では約 525 万トンもの災害廃棄物等が発生した。これは、同県内で通常発生する一般廃棄物の約 12 年分に相当する量であった。

このため、岩手県は、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進するため、国・県内市町村等との連絡調整を行う「岩手県災害廃棄物処理対策協議会」を設置し、平成 23 年 3 月 29 日に第一回会議を開催した。この会議で環境省は、県域を超えた処理の調整等を行う方針を明らかにした。

同年 4 月 8 日には、環境省が、全国の自治体（被災県と沖縄県を除く。）に対し、被災地の災害廃棄物の受入れなど、広域処理体制の構築への協力を求める文書を発出した。

本府は、このような動きを踏まえ、府内で受け入れ可能な災害廃棄物量の調査を進めつつ、同月 26 日には、受入れを進めるために必要な法律やガイドラインの整備、広域処理のための主体的な調整の実施など、国のとるべき対応を取りまとめ、提案を行った。

また、同年 6 月 7 日・8 日には、府職員 2 名を派遣し、岩手県宮古市や山田町の仮置場における災害廃棄物の搬入・堆積状況の確認、性状調査などを行うとともに、同月 27 日・28 日には、岩手県と廃棄物資源循環学会が実施した岩手県野田村の災害廃棄物の焼却試験に係る調査を視察した。

さらに、同年 7 月 25 日から 9 月 30 日にかけて、府職員 2 名を派遣し、岩手県災害廃棄物処理詳細計画の策定やその早期推進の支援に取り組んだ。



<宮古市出崎埠頭（H23.6）>



<野田村仮置場での放射線量測定の様子（H23.6）>

第2節 岩手県における災害廃棄物の処理と広域処理の必要性

1 岩手県内での処理

平成 23 年 8 月 30 日、岩手県は災害廃棄物処理詳細計画を策定した。同計画に基づき、平成 26 年 3 月末までの災害廃棄物処理の完了を目指して、県内処理（既存施設での焼却、仮設焼却炉の設置・運用、セメント焼成炉等の民間施設の活用やリサイクルの実施など）を可能な限り進めることとした。

【参考】岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づく県内処理について

○災害廃棄物の処理方法

被災現場での解体・撤去で発生した災害廃棄物を一次仮置場に集積。「柱材・角材」、「可燃系混合物」、「コンクリートがら」等おおまかに選別。その後、二次仮置場で、「可燃系混合物」や「不燃系混合物」等をさらに細かく選別。復興資材等に利用可能なものはできる限り再生利用し、それ以外は一般廃棄物の焼却施設や最終処分場などで処分。



出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成 24 年度改訂版）

○ 仮設焼却炉の設置

県内の処理可能な量をはるかに上回る災害廃棄物が発生していることから、処理施設の不足を補い、災害廃棄物を適正に処理するため、宮古市に 1 箇所、釜石市に 1 箇所、仮設焼却炉を設置した。宮古市の仮設焼却炉（固定床式ストーカ炉）は、宮古清掃センターの敷地内に新設し、平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月までの間、1 日 95 トンの処理能力で災害廃棄物を焼却した。釜石市の仮設焼却炉は、廃止した清掃工場（シャフト炉式ガス化溶解炉）を災害廃棄物処理のために整備し、平成 24 年 2 月から平成 26 年 3 月までの間、稼動した。



<宮古市の仮設焼却炉>



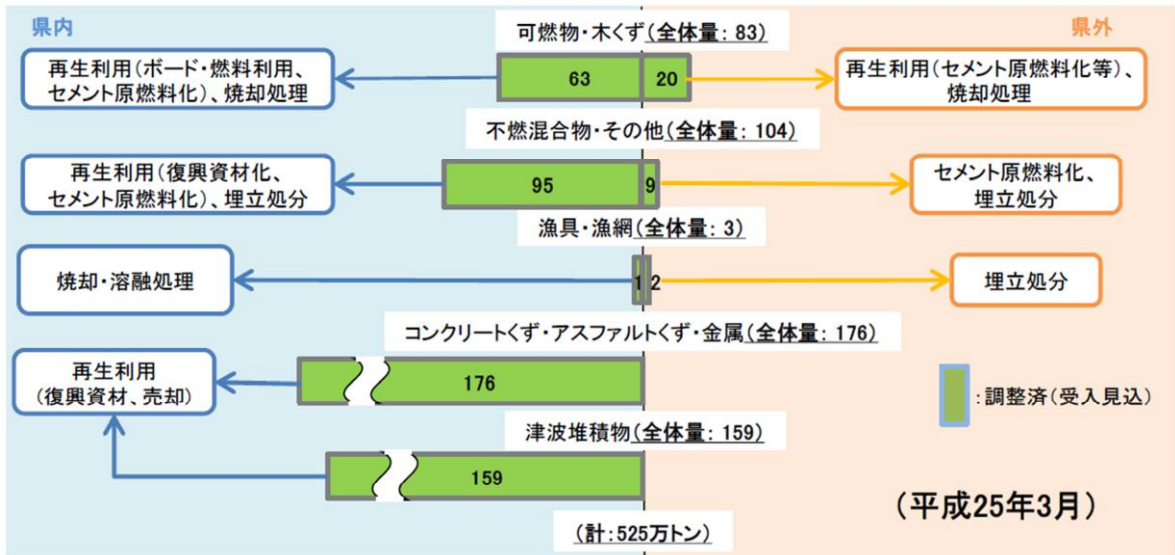
<釜石市の仮設焼却炉>

2 岩手県から広域処理の要請

岩手県内の処理のみでは、計画目標である平成26年3月末までの完了が困難であるため、岩手県は県外の自治体に対して広域処理を要請することとなった。

<参考：災害廃棄物処理フロー（平成25年3月時点）>

（単位：万トン）



※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

出典：東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定・環境省）

3 国・岩手県議会からの要請

平成24年3月に、内閣総理大臣及び環境大臣から文書で、全国地方自治体に対する災害廃棄物の広域処理を推進するための協力要請が行われ、府に対しては同月30日付けで広域処理への協力要請があった。また、同年5月17日には岩手県議会から府議会及び府に対する協力要請があった。



<岩手県議会議員団の協力要請（H24.5.17・府庁本館）>

第3節 広域処理への協力に向けて

1 広域処理に係る府の処理指針の策定

被災地では膨大な災害廃棄物の処理が早期復旧・復興のための大きな課題となっており、早期の広域処理への協力が求められていた。このため、府として災害廃棄物の広域処理の一

端を担うことは被災地の早期復旧・復興に不可欠と考え、積極的に協力していくこととした。

一方で、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が確認されたことから、府民に災害廃棄物の受入れに対する不安が広がっていた。

このため、府は災害廃棄物を受入れるにあたって、放射線による人体や環境への影響に関する考え方を検討するため、平成 23 年 9 月に「大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議（以下、「検討会議」という。）」を設置。同月 26 日から同年 12 月 14 日にわたって 6 回の会議を開催し、放射線の専門家から放射線による人体や環境への影響に関する考え方などについて専門的・科学的見地からの意見をいただいた。また、検討結果をもとに同年 12 月 27 日に「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針（以下、「処理指針」という。）」をとりまとめ、公表した。その後、平成 24 年 1 月 18 日には府内市町村等への説明会を開催し、処理指針の内容を説明するとともに災害廃棄物の広域処理への協力を求めた。



<大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議>

【参考】検討会議の開催経緯

- ・ 第一回（平成 23 年 9 月 26 日（月曜日）午前 10 時から・咲洲庁舎）
放射線の影響に関する考え方について（論点の整理）、府民の声 など
- ・ 第二回（平成 23 年 10 月 24 日（月曜日）午後 1 時から・咲洲庁舎）
処理の各工程での放射性物質濃度や線量率についての考え方、府民意見 など
- ・ 第三回（平成 23 年 11 月 4 日（金曜日）午前 10 時から・咲洲庁舎）
岩手県の災害廃棄物の現状、府の実態に合わせた被ばく線量の試算、府民意見 など
- ・ 第四回（平成 23 年 11 月 24 日（木曜日）午後 3 時から・咲洲庁舎）
岩手県の災害廃棄物の現状、府の実態に合わせた被ばく線量の試算、府民意見 など
- ・ 第五回（平成 23 年 12 月 7 日（水曜日）午前 10 時から・咲洲庁舎）
※傍聴者による会議進行を妨げる発言等があったため、座長の判断で会議は打ち切られた。東日本大震災の災害廃棄物処理の指針（骨子案）、府の実態に合わせた被ばく線量の試算、処理の各工程での考え方、測定についての考え方、府民意見などを予定していた。
- ・ 第六回（平成 23 年 12 月 14 日（水曜日）午前 10 時から・咲洲庁舎）
東日本大震災の災害廃棄物処理の指針（骨子案）、府の実態に合わせた被ばく線量の

- 試算、処理の各工程での考え方、測定についての考え方、府民意見 など
- ・ 第七回（平成 24 年 6 月 10 日（日曜日）午前 9 時 30 分から・咲洲庁舎）
北港処分地（夢洲 1 区）における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処分にかかる個別評価、北港処分地における埋立処分方法の論点、府民意見 など

【参考】「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」の概要

（平成 23 年 12 月 27 日策定、平成 24 年 6 月 18 日改定）

- 目的 府民の健康に影響がないことを前提に、被災地の災害廃棄物処理を支援
- 指針の基本的事項
 - ・ 指針の対象は、府域で災害廃棄物の処理を行う全ての者
 - ・ 本格処理前に、試験処理を行い、各工程での放射能等の安全性を確認
- 処理の対象とする災害廃棄物
 - ・ 処理対象は、可燃廃棄物（不燃廃棄物や津波堆積物は対象外）
- 放射性物質について
 - ・ 対象は放射性セシウム(セシウム 134 とセシウム 137)
 - ・ 周辺住民や作業員が受ける放射線の線量限度は年間 1mSv(ミリシーベルト)未満^(※1)
 - ・ 受入廃棄物の濃度の目安は 100Bq(ベクレル)/kg 以下^(※2)
 - ・ 焼却灰の濃度の目安は 2,000Bq/kg 以下(国の基準は 8,000Bq/kg 以下)^(※2)

(※1)国際放射線防護委員会（ICRP）が一般公衆の線量限度を、自然放射線と医療放射線を除いて「年間 1 ミリシーベルト」と定めていることを採用。

(※2)焼却灰の埋立作業を行う作業員でも線量限度「年間 1 ミリシーベルト」を下回るように、受入廃棄物や焼却灰の放射性物質濃度の目安を設定。
- 処理・処分の方法等
 - ・ 被災地から府域へは密閉式コンテナで運搬
 - ・ バグフィルターが設けられている施設等で焼却処理
 - ・ 焼却灰は管理型最終処分場で埋立処分
 - ・ 各工程において、放射性物質濃度や放射線量を測定
 - ・ 処理状況や測定結果については速やかに公表
- 北港処分地における埋立処分方法について
 - ・ 焼却灰は陸域化部に埋立
 - ・ 焼却灰の最下部に土壌層とゼオライト層（20cm程度）敷設

2 本府での受入に向けて

府が平成 23 年 12 月 27 日に策定した処理指針では、大阪市環境局北港処分地のような水面における埋立処分地の場合の処分方法について、「国から処理基準の見解が示された段階で検討する。」としていた。この処理基準について、国は、平成 24 年 6 月 5 日に、「大阪市北港処分地（夢洲 1 区）における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処分にかかる個別評価」を大阪市に対して示した。これを受けて、府は同月 10 日に第七回検討会議を

開催し、国の個別評価の妥当性を確認した上で大阪市環境局北港処分地での埋立方法に関する考え方の意見聴取を行い、同月 18 日に大阪市環境局北港処分地における埋立方法等を明記するなどの処理指針の改定を行った。

その後、平成 24 年 6 月 20 日に大阪市が災害廃棄物の受入れを正式に表明し、同月 26 日に開催された府市統合本部会議において「府市連携して、災害廃棄物を受け入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却、大阪市環境局北港処分地で埋め立てを行うこと。」を確認した。

以上のことを踏まえ、災害廃棄物の受入れに向け大阪市とともに同年 6 月 27 日、7 月 2 日、同月 4 日の 3 回にわたり、舞洲工場や北港処分地がある此花区内での地元住民説明会を、また、同年 8 月 6 日及び 9 日に舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を開催した。

同年 8 月 3 日には、岩手県、大阪市、府の 3 者で、「平成 25 年度末までに、岩手県の本木くず等可燃物（放射性セシウム濃度が 100Bq/kg 以下のものに限る。）最大 3 万 6 千トンを受入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、その焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋め立てること」などについて、基本合意を取り交わした。この場で、岩手県の達増知事は「大阪府と大阪市が岩手県と基本合意を締結していただける運びになったことは大変心強く思います。1 日も早い復旧・復興に取り組んでいる被災地の住民の方々にとって本当に大きな支援、そして心の支えとなります。発災以来、大阪府民のみなさん、大阪市民のみなさんに、本当に多くのご支援を頂いていますが、今日の基本合意の締結により、さらに岩手県との交流・連携が深まるよう期待をしています。」と述べられた。

平成 24 年 8 月 7 日、被災地における災害廃棄物の処理状況を踏まえ、環境省がとりまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」において、大阪府・市が受入れる災害廃棄物は岩手県宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）のものと決まった。また、大阪府・市が受入れる宮古地区の可燃物 3 万 6 千トン分を含めて、既に広域処理の受入れを表明している自治体と調整することで、岩手県の災害廃棄物のうち、可燃物は目標期間内での処理の目処が立つという状況が示された。



<岩手県知事、大阪市長、府知事による基本合意の署名（H24.8.3・府庁本館）>

第 4 節 本格受入に向けて

1 試験処理の実施

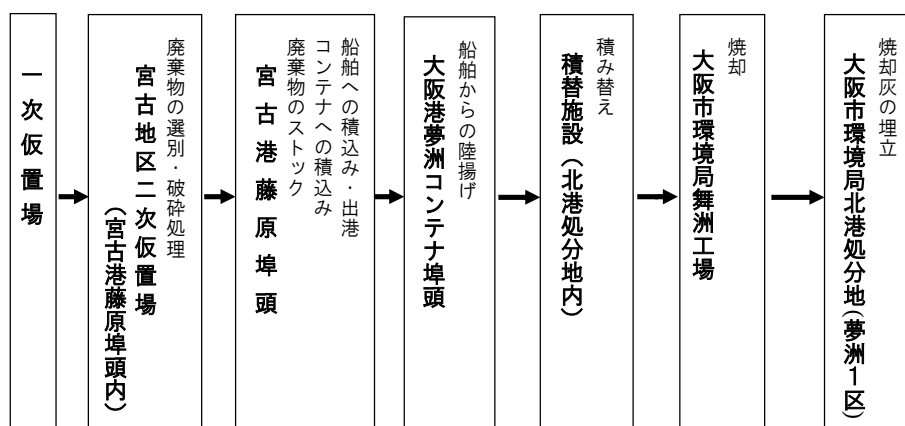
大阪市と連携して岩手県の災害廃棄物の受入れを進めていくにあたり、平成 24 年 8 月 30 日に、大阪市とともに地元住民説明会を開催し、橋下大阪市長、松井府知事が出席した。本説明会では、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋め立て

ることや各処理工程で安全性確認を実施することなどを説明するとともに、被災地の皆さんの思いに応えるべく、被災地支援として災害廃棄物を受け入れていくことについての理解と協力を求めた。

その後、府内での処理工程のうち、府内港湾施設と積替施設については、陸上輸送での交通安全や環境負荷の低減という観点から、処理を一体的に、かつ、円滑に行うため、大阪市環境局舞洲工場や大阪市環境局北港処分地の近隣地域にある港湾施設や用地を活用する方針とし、平成24年10月7日に地元住民説明会で説明した。

大阪府・市が受け入れる災害廃棄物の広域処理については、上記の方針のもと、岩手県宮古港藤原埠頭から搬出し、大阪港夢洲コンテナ埠頭で陸揚げし、北港処分地内の積替施設で積み替え、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、その焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋め立てるといった処理工程となった。

<広域処理の流れ>



府は処理指針において、災害廃棄物の本格的な処理を行う前に安全性を確認するための試験処理を行うこととしており、その事前調査等のために平成24年10月29日から同年11月19日までの間岩手県宮古市に府職員2名を派遣し、受入れる災害廃棄物の性状確認、現地での測定や搬出の立会い、地元関係機関との調整などの業務を行った。

平成24年10月31日に、岩手県宮古市にて受け入れる災害廃棄物の空間放射線量測定や放射性セシウム濃度等用試料のサンプリングを行い、測定を行った結果、安全に処理できるものであることを確認した。

同年11月13日に試験処理に関する地元住民説明会を大阪市とともに開催し、受入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度等の調査結果や試験処理における各工程での安全性確認方法などを説明した。また、同月15日には舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を開催した。

試験処理では、宮古地区の災害廃棄物約115トンを受け入れ、以下のとおり実施した。

- ・11月14日～15日：岩手県藤原埠頭で災害廃棄物を密閉式コンテナに積み込み
- ・同月17日：岩手県宮古港藤原埠頭を出港（コンテナ10基）
- ・同月22日：大阪港夢洲コンテナ埠頭で陸揚げ
- ・同月24日、26日：積替施設で積み替え
- ・11月29日～30日：大阪市環境局舞洲工場で焼却

(※) 災害廃棄物の焼却による影響の有無を確認するため、焼却炉 2 炉のうち 1 炉は大阪市の通常ごみに岩手県の災害廃棄物を概ね 20%混合して焼却、残り 1 炉では大阪市の通常ごみのみを焼却。

・ 12 月 5 日：大阪市環境局北港処分地で焼却灰を埋立て



<受入れた災害廃棄物>



<コンテナへの積込み (H24. 11. 14~15) >



<船舶への積込み・出港 (H24. 11. 17) >



<船舶からの陸揚げ (H24. 11. 22) >



<試験焼却 (H24. 11. 29~30) >



<焼却灰の埋立て (H24. 12. 5) >

2 試験処理の結果

試験処理では、大阪府・市の連携で、受入廃棄物や焼却灰などの放射性セシウム濃度、各処理工程での空間放射線量等の測定を行い、その結果、すべての項目において、処理指針に定める基準を十分に満たすものであり、安全に処理できるものであることを確認した。また、これらの結果はすべて速やかに府のホームページで公表した。

【参考】試験処理の主な測定結果

●放射性セシウム濃度

- 受入れた災害廃棄物は 8Bq/kg であり、受入基準（100Bq/kg 以下）を十分に下回っていた。
- 災害廃棄物を混焼した焼却灰（飛灰）は、大阪市の通常ごみのみを焼却したもの（1号炉）と同程度であり、かつ、焼却灰等の埋立基準（2,000Bq/kg 以下）を十分に下回っていた。

測定対象	測定結果	基準
災害廃棄物	8Bq/kg（加重平均値） ※木質（95%）：不検出、プラスチック（4%）：7Bq/kg 繊維（1%）：10 Bq/kg	100 Bq/kg 以下
焼却灰 （飛灰）	1号炉：37 Bq/kg（大阪市の通常ごみのみ） 2号炉：38 Bq/kg （大阪市の通常ごみに災害廃棄物を 20%混焼）	2,000Bq/kg 以下

※大阪市環境局舞洲工場の排ガス・排水・排水汚泥・焼却灰（主灰）、
大阪市環境局北港処分地の排水（原水・放流水）・排水汚泥については、全て不検出。

●空間放射線量

- 受入れた災害廃棄物の測定結果は、府の受入基準を十分に下回っていた。

測定対象	測定結果	基準
災害廃棄物	0.05～0.07 μ Sv/h	災害廃棄物から相当程度離れた地点の 空間放射線量（0.06 μ Sv/h）の 3 倍未満

- 大阪港夢洲コンテナ埠頭、積替施設、大阪市環境局舞洲工場、大阪市環境局北港処分地における測定結果は、受入前とほとんど変化はなかった。

●大気中のアスベストの測定

- 岩手県二次仮置場にて、府が受入れた災害廃棄物の破砕・選別処理をしている際に、
風下側 2 地点で大気中のアスベストの測定を行った結果、総繊維数は基準（10 本/L 以下）を十分に満たしていた。
- 府内積替施設で、積替作業時に大気中のアスベストの測定を行った結果、事業場内・敷地境界の総繊維数は、基準（10 本/L 以下）を十分に満たしていた。

測定場所	測定結果（総繊維数）	基準
岩手県：2 次仮置場 【選別・破砕処理作業時】	地点①：0.23 本/L 地点②：0.28 本/L	10 本/L 以下
大阪府：積替施設 【積み替え作業時】	【事業場内】1.8 本/L（アスベスト繊維は不検出） 【敷地境界】0.056～0.11 本/L	

※総繊維数とは、長さ 5 マイクロメートル以上、幅 3 マイクロメートル未満で、かつ、長さとの比が 3 対 1 以上の繊維状物質を計数したもので、ロックウールやグラスウールなど、アスベスト以外の繊維も含まれている。また、総繊維数が 1 本/L を超えたため、電子顕微鏡により、アスベスト繊維数の再確認を行ったが、その結果、アスベストは不検出であった。

第5節 本格処理について

1 本格処理の開始

府は、平成24年12月23日に「大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会」（検討会議を改組）を開催した。この審議会では、試験処理結果の安全性の確認を行い、本格処理における安全性の確認方法についての審議を行った。その結果、試験処理において処理指針の基準をすべての項目において下回っており、安全に処理できたことが確認され、府の示した安全性確認方法についても妥当であるとの見解が得られた。これを受けて、同月26日の府戦略本部会議において、本格処理に移行することを確認した。また、同月27日の大阪市の戦略会議において、地元住民説明会を開催した後に、平成25年2月から本格焼却を開始することが決定された。

本格処理の開始にあたり、試験処理と同様に、平成25年1月8日から岩手県宮古市に府職員2名を派遣した。宮古地区二次仮置場で選別・破碎処理が行われた災害廃棄物は、宮古港藤原埠頭にある大阪府専用ストックヤードにて保管していた。そこで、この現地派遣職員2名が、受入れる災害廃棄物の性状確認、空間放射線量の測定の立会いや、業務を円滑に進めるため地元関係機関との調整などの業務を行った。

同月16日に、試験処理結果と本格処理の実施についての地元住民説明会を、同月18日には舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を大阪市とともに開催し、同月23日に岩手県宮古市から災害廃棄物の搬出を開始した。



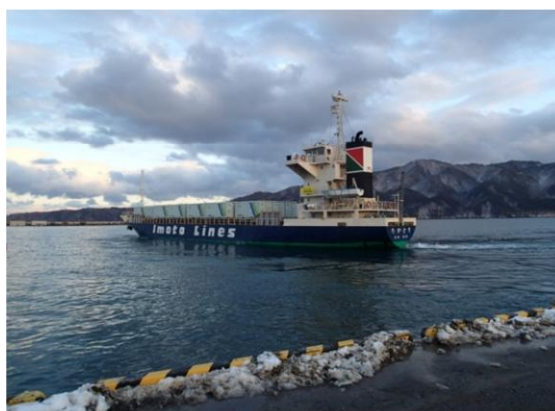
<大阪府専用ストックヤード>



<現地派遣職員による災害廃棄物の空間放射線量測定>



<コンテナの空間放射線量測定>



<宮古港からの出港>

平成 25 年 1 月 29 日には、松井知事が積替施設で災害廃棄物の空間放射線量を測定し、災害廃棄物の受入れの安全性を確認した。松井知事は、「放射線量は自然界レベルであり、災害廃棄物は安全なもの。風評被害が出ないよう、府民の健康に影響はないことをはっきり申し上げ、その上で被災地の皆さんに少しでも早く明るい未来が訪れるように貢献していきたい。」と述べた。

同席された岩手県の千葉副知事は「大阪府民の皆様、大阪市民の皆様のご理解を得て、本日の日を迎えましたこと大変深く感謝しております。全国からのご支援を得て、一步一步復興を進めていきたい。」と述べられた。

同年 2 月 1 日から、大阪市環境局舞洲工場で災害廃棄物の本格焼却を開始し、同月 4 日から、大阪市環境局北港処分地での焼却灰の埋立てを開始した。



<写真（左）岩手県千葉副知事、（右）松井府知事>



<松井府知事による空間放射線量測定>

<災害廃棄物受け入れの安全性をアピール（H25.1.29・積替施設（北港処分地内）>

2 本格処理の実施

本格処理では、放射性セシウム濃度については搬出 2 回分（約 1,600 トン）毎に、空間放射線量や遮蔽放射線量は搬出 1 回分（約 800 トン）毎に測定を実施し、安全性を確認した。その後、密閉式コンテナに積込み、各コンテナの 4 側面の空間放射線量を測定し、基準を満たしていることを確認した後に、宮古港からの搬出を行った。受入廃棄物の放射性セシウム濃度は不検出から最大でも 8 Bq/kg であり、測定結果はいずれも処理指針の基準を十分に下回っていた。

また、府職員 2 名が、平成 25 年 1 月 8 日から、岩手県からの受入れが終了する同年 8 月 28 日までの間、岩手県宮古市に常駐し、宮古地区の受入廃棄物の性状・種類の確認や災害廃棄物近傍の空間線量率の測定、測定会社が実施する放射性セシウム濃度測定用試料のサンプリング方法・災害廃棄物の空間線量率測定状況の確認など受入廃棄物の安全性の確認を徹底して行うとともに、大阪府ストックヤードへの搬入状況の確認やコンテナへの積込状況、船舶の入港・出航日時等について現地関係者との調整などを行い、円滑な業務の推進に取り組んだ。

岩手県宮古港藤原埠頭から大阪港夢洲コンテナ埠頭への海上輸送は概ね週 1 便 800 トン程度で実施した。夢洲コンテナ埠頭で陸揚げされたコンテナは積替施設でトラックに積替え、大阪市環境局舞洲工場に搬入した。大阪市環境局舞洲工場では 1 日 100 トン程度を焼却し、その焼却灰は大阪市環境局北港処分地にて埋め立てた。なお、大阪においても各処理工程で

安全性確認のための測定を実施し、結果は速やかにホームページで公表した。

平成 25 年 5 月、岩手県は災害廃棄物処理詳細計画の第二次改訂を実施した。その中で、災害廃棄物の選別を進めていく中で、災害廃棄物そのものが時間経過や風雨に伴い劣化したこと、災害廃棄物の山の内部や底部において見込みよりも土砂分が多く含まれていたことから、可燃物の推計量が減少したことが分かった。府では、当初、岩手県からの要請により災害廃棄物の処理量を 36,000 トンと見込んでいたが、同年 7 月 16 日に岩手県から府に対し、岩手県宮古地区からの災害廃棄物の搬出は平成 25 年 8 月末頃で終了する見通しとなり、本府への広域処理要請量が試験処理分を含めて約 15,500 トン(平成 25 年度の搬出量は約 9,000 トンとなる見込み)となる旨の報告があった。

同年 8 月 26 日に岩手県宮古港藤原埠頭から最終便となる第 20 便目の船舶による搬出、同月 29 日に大阪港夢洲コンテナ埠頭で陸揚げ、同年 9 月 4 日に大阪市環境局舞洲工場への最終搬入、同月 7 日に大阪市環境局舞洲工場において焼却炉へ最終投入、同月 10 日に大阪市環境局北港処分地での焼却灰の埋立処分をもって各工程での処理が終了した。

大阪府・市による災害廃棄物の本格処理期間は、平成 25 年 1 月 23 日から同年 9 月 10 日までとなり、処理量は試験処理分も含めて約 15,300 トンとなった。

<災害廃棄物の処理量>

区 分	試験処理	本格処理			合 計
		24 年度	25 年度	小 計	
船舶数 (隻)	1	8	12	20	21
コンテナ数 (基)	10	635	1,008	1,643	1,653
舞洲工場での焼却量 (トン)	115	5,434	9,749	15,183	15,299

※四捨五入の関係で合計が一致しないところがある。

3 本格処理における安全性の確認結果

災害廃棄物の受入れにあたっては、安全性確認のため、処理指針に基づき、受入廃棄物及び岩手県宮古港藤原埠頭、大阪港夢洲コンテナ埠頭、積替施設(北港処分地内)、大阪市環境局舞洲工場及び大阪市環境局北港処分地の各処理工程で測定を実施した。測定結果は全て処理指針の基準を十分に下回っており、安全に処理できた。

(放射性セシウム濃度)

測定対象	測 定 結 果	基 準
受入廃棄物	不検出～ 8 Bq/kg	100 Bq/kg 以下
焼却灰 (飛灰)	不検出～ 21 Bq/kg	2,000Bq/kg 以下

※大阪市環境局舞洲工場の排ガス・排水・排水汚泥・焼却灰(主灰)、
大阪市環境局北港処分地の排水(原水・放流水)・排水汚泥については、全て不検出。

(空間放射線量)

- ・災害廃棄物の空間放射線量は、府の受入基準を十分に下回っていた。
- ・大阪港夢洲コンテナ埠頭、積替施設、大阪市環境局舞洲工場、大阪市環境局北港処分地における空間放射線量は、受入前と比べてほとんど変化はなかった。

(アスベスト)

- ・積替施設において大気中からアスベストは検出されなかった。

4 本格処理の終了

平成 25 年 9 月 10 日の大阪市環境局北港処分地での焼却灰の埋立て処分をもって、災害廃棄物の大阪での処理が終了したことから、同月 11 日に岩手県に処理終了の報告をし、府知事記者会見で発表した。

同月 17 日、岩手県の達増知事が松井知事と橋下大阪市長を訪問された。

達増知事からは「大阪府松井知事、大阪市橋下市長には、災害廃棄物の受入れに多大なご尽力をいただき御礼を申し上げます。大阪府民、市民の皆さまには、大変多くの災害廃棄物を受け入れていただき、本当に感謝しています。恩返しできるような岩手になっていくためにも復興をきちんと進めていきたい。」との謝辞があった。

松井知事は「岩手県の復興に少しでも力になれたことを喜んでいます。まだまだ復興は道半ば。これからも、岩手県の皆さまのニーズに合った支援をできる限りしていきたい。」と述べた。



<災害廃棄物の大阪における処理終了に伴う達増岩手県知事来訪（H25. 9. 17・府庁咲洲庁舎）>

さらに、同年 12 月 19 日には、岩手県宮古市の山本市長が松井知事を訪問され、大阪府・市による宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）の災害廃棄物の広域処理への協力に対して謝辞を述べられた。

山本市長は「災害廃棄物を引き受けていただいたおかげで、平成 26 年 3 月には災害廃棄物の処理が終わる目処が立ちました。本当にありがとうございます。今後はご協力いただいた方々のご支援に報いるよう、しっかりとしたまちづくりをしていきます。」と述べられた。

松井知事は「府民の皆さまの被災地の復興に協力したいという思いで、引き受けさせていただきました。今後とも、復興に向けてできる限りのお手伝いさせていただきます。」と述べた。



<災害廃棄物の大阪における処理終了に伴う山本宮古市長来訪（H25. 12. 19・府庁本館）>

【参考】岩手県の災害廃棄物の処理終了について

東日本大震災から3年。岩手県で発生した災害廃棄物の処理が平成26年3月末で完了することとなった。

岩手県では、平成23年度から平成30年度を計画期間とした「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画」を策定しており、復興に向け「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」の3つの原則に沿って計画を立て、取り組みを進めている。この中で、災害廃棄物の処理は、「安全の確保」の中に位置付けられ、「安全の確保」の中の「防災のまちづくり」という柱の元で、被災直後から、被災地の復旧、復興の第一歩となる緊急的な取り組みと位置付けて重点的に進めてきた。

とりわけ、平成25年度は災害廃棄物の処理完了の目標年度となっていたことから、復興への取組にバトンを渡せるように災害廃棄物の処理を着実に進めてきた結果、目標とした平成26年3月末の終了を実現することが出来た。

(宮古市(田老地区)の仮置場の様子)



<平成25年2月>



<平成25年8月>

第6節 大阪における災害廃棄物の広域処理の経過

○大阪府・市による取組みの経過

- ・ H23. 3. 11 東日本大震災が発生。
- ・ H23. 4. 8 環境省が自治体に広域処理の支援の要請と受入可能量調査を実施。
⇒42 都道府県の 572 市町村等で受入れ可能と回答。
府域は 25 市町村等で、合計 33 万トン／年受入可能。
- ・ H23. 4. 26 災害廃棄物処理の国のコーディネートや法的な特例措置に関して国へ要望
- ・ H23. 5. 27 5 月議会（維新代表）橋下知事答弁
⇒被災地のニーズや全国の動きを見据えて、受入の対応を検討。
放射性物質は、国の考え方を踏まえ、人体や周辺環境に影響を及ぼさないよう対応
- ・ H23. 6. 7～ 6. 8、6. 27～6. 28 現地調査（岩手県）に職員 2 名を派遣（仮置場や焼却試験調査）
- ・ H23. 7. 25～ 9. 30 災害廃棄物処理計画策定支援等のため、職員 2 名を岩手県に派遣
- ・ H23. 10. 7 環境省が、再度、自治体に受入可能量調査を実施。
⇒11 都道府県 54 市町村が災害廃棄物を既に受入れ中、又は検討中と回答。
府内では、府の処理指針の策定後検討するなどの回答が 25 市町村等。
- ・ H23. 9. 26～12. 14 災害廃棄物の処理指針に係る検討会議における検討
6 回開催（H23. 9/26、10/24、11/ 4、11/24、12/7、12/14）
- ・ H23. 12. 16 広域処理に係る課題等について、環境省に対して府市共同要望を実施
- ・ H23. 12. 27 「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定
- ・ H24. 1. 18 府内市町村及び一部事務組合に対して協力要請と指針の説明会を開催
- ・ H24. 2. 20～22 松井知事、現地(岩手県)視察
- ・ H24. 3. 23 府議会で 24 年度予算成立
- ・ H24. 3. 30 災害廃棄物の広域処理について協力要請（総理・環境大臣名）
- ・ H24. 4、5 月 府市合同による岩手県沿岸市町村の現地視察
- ・ H24. 5. 17 岩手県議会から府議会及び府に広域処理に関する協力要請
- ・ H24. 6. 5 環境省が大阪市に対して、大阪市環境局北港処分地（夢洲 1 区）における個別評価結果を報告
- ・ H24. 6. 10 第 7 回災害廃棄物の処理指針に係る検討会議開催
⇒個別評価を踏まえ、北港処分地における埋立処分に対する考え方を検討
- ・ H24. 6. 18 「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を改定・公表
- ・ H24. 6. 20 大阪市戦略会議（大阪市が災害廃棄物の受入れを正式決定）
- ・ H24. 6. 26 府市統合本部会議
（大阪市環境局舞洲工場で焼却、大阪市環境局北港処分地で埋立）
- ・ H24. 6. 27～7. 4 地元住民説明会（此花区内の大阪市立中学校。橋下大阪市長出席）
- ・ H24. 6. 29 府戦略本部会議で今後の進め方の方針決定
- ・ H24. 6. 29 環境省が「災害廃棄物の広域処理の調整状況について」を通知
- ・ H24. 8. 3 岩手県・大阪府・大阪市の 3 者で基本合意

- ・ H24. 8. 6・9 地元企業説明会
- ・ H24. 8. 7 災害廃棄物の広域処理について協力要請（環境大臣名）
⇒大阪府に対して、宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）36,000 トンの処理を要請
- ・ H24. 8. 8 府内市町村及び一部事務組合に対して国の処理工程表を通知するとともに、
大阪市以外での可燃物の受入れがない旨を周知
- ・ H24. 8. 30 地元住民説明会（大阪市中央公会堂。松井知事、橋下大阪市長出席）
- ・ H24. 10. 7 府内港湾施設・積替施設に関する地元住民説明会（此花区民ホール）
- ・ H24. 10. 31 岩手県宮古市にて、受入廃棄物の空間放射線量測定や放射性セシウム濃度等用試料
のサンプリングを実施
- ・ H24. 11. 13 試験処理説明会（此花区民ホール）
- ・ H24. 11. 14・15 岩手県での密閉式コンテナ（計 10 個）への積み込み
- ・ H24. 11. 15 試験処理に関する地元企業説明会
- ・ H24. 11. 17 岩手県宮古港藤原埠頭を出港
- ・ H24. 11. 22 大阪港夢洲コンテナ埠頭に入港、積替施設（北港処分地内）への搬入
- ・ H24. 11. 26 積替施設から大阪市環境局舞洲工場に搬入（搬送トラックのべ 15 台）
- ・ H24. 11. 29・30 大阪市環境局舞洲工場で試験焼却
(2 炉のうち 1 炉に受入廃棄物約 115 トンを大阪市の通常ごみに約 20%混合して焼却)
- ・ H24. 12. 5 大阪市環境局北港処分地で埋立処分
- ・ H24. 12. 23 大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会
(試験処理結果の確認、本格処理における安全確認方法の審議)
- ・ H24. 12. 26 府戦略本部会議（本格処理への移行の確認）
- ・ H24. 12. 27 大阪市戦略会議（本格処理への移行の確認）
- ・ H25. 1. 16 試験処理結果及び本格処理説明会（此花区民ホール）
- ・ H25. 1. 23 本格処理開始（岩手県宮古港からの搬出を開始）
- ・ H25. 1. 25 災害廃棄物の広域処理について協力要請（環境大臣名）
⇒大阪府に対して、引き続き、広域処理の着実な実施について協力要請
- ・ H25. 1. 29 松井知事が災害廃棄物の空間放射線量を測定し、受け入れの安全性を確認
(積替施設（北港処分地内）。松井知事、岩手県千葉副知事出席)
- ・ H25. 2. 1 大阪市環境局舞洲工場での本格焼却を開始
- ・ H25. 3. 22 府議会で 25 年度予算成立
- ・ H25. 7. 16 岩手県から大阪府への宮古地区の災害廃棄物（可燃物）の搬出終了の見込み
に関する報告
⇒岩手県宮古港からの搬出が 8 月末頃
平成 25 年度の搬出見込量が約 9,000 トンとなる。
- ・ H25. 8. 26 岩手県宮古港からの最終搬出
- ・ H25. 8. 29 大阪港夢洲コンテナ埠頭での最終陸揚げ
- ・ H25. 9. 4 大阪市環境局舞洲工場への最終搬入
- ・ H25. 9. 7 大阪市環境局舞洲工場での焼却炉への最終投入

-
-
- ・ H25. 9. 10 大阪市環境局北港処分地での焼却灰の埋立処分終了
 - ・ H25. 9. 11 岩手県に災害廃棄物の大阪における処理が9月10日に終了したことを報告
松井知事が記者会見で処理終了を発表
 - ・ H25. 9. 17 岩手県の達増知事が災害廃棄物の広域処理に関する謝辞を伝えるため、
松井知事と橋下大阪市長を訪問（府庁咲洲庁舎）
 - ・ H25. 12. 19 岩手県宮古市の山本市長が災害廃棄物の広域処理に関する謝辞を伝えるため、
松井知事を訪問（府庁本館）

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室 平成 26 年 3 月

(ホームページ)

http://www.pref.osaka.lg.jp/shi_genj_unkan/hai_ki_butukouiki_shori/index.html